



2024年12月20日

各 位

会社名 ReYuu Japan株式会社  
代表者名 代表取締役社長  
有馬 知英  
(東証スタンダード: 9425)  
問合せ先 企画管理室長  
武本 遼祐  
電話番号 03-6230-9388  
URL <https://www.reyuu-japan.com/>

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について2025年1月30日開催予定の第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

##### ① 取締役員数の変更

経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第19条(員数)に定める取締役の員数の上限を3名増員し、6名から9名に変更するものであります。

##### ② 取締役会の招集権者および議長の変更

柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第23条(取締役会の招集権者および議長)を変更するものであります。

##### (2) 定款変更の内容

現行定款	変更案
第1条～第18条(条文省略)	第1条～第18条(現行どおり)
第19条(員数) 当社の取締役は、6名以内とする。	第19条(員数) 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。
第20条～第22条(条文省略)	第20条～第22条(現行どおり)
第23条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長	第23条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会において指名する取締役</u>

<p>となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会において指名する取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 24 条～第 46 条（条文省略）</p>	<p>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 （削除）</p> <p>第 24 条～第 46 条（現行どおり）</p>
--	---

## 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2025 年 1 月 30 日
定款変更の効力発生日（予定）	2025 年 1 月 30 日

以上